

クレジットカード



1 父のカードを盗まれた!

父のクレジットカードを持って買物をしているときに、盗難に遭った。カード会社に連絡すると、盗難保険適用外と言われ、不正利用分を請求された。

2 カードを偽造された!?

クレジットカードに、利用した覚えのない引き落としがあった。カードは手元にあり紛失していない。カード会社に連絡すると、偽造カードの被害にあった。

3 気づかなかった!

自動リボ払いの設定に気づかずにクレジットカードを使っていて、手数料が取られていた。あわてて設定を解除したが、翌月もリボ払いが続いていた。



こうならないために…チェック!!

自分名義のカードを使ってる?

名義人以外がカードを使うことは、たとえ家族であってもカード会社の**利用規約違反**に。それが原因で盗難保険が適用されなくなることも…家族カードを作るなど**自分名義**のカードを持とう! ①

利用明細を確認してる?

カードが手元にあっても、偽造カードにより不正利用されることも…領収書・レシートを保管し毎月、**利用明細**と**照合**する習慣をつけよう! ②③

自動リボ払いになってない? 分割払いの金額・期間を把握してる?

近年、自動**リボ払い**が増えている。希望していないのにリボ払い設定になっていないか確認を。リボ払いは、月々の返済が少額で、限度額まで何回も買い物ができる。便利だが、元金をこまめに確認しないと、返済期間が長引いて、**多額の手数料(利息)**を支払うことに…手数料総額等を確認し「ポイントがもらえる」等の言葉に誘われ、高い利息を払わないよう気をつけよう! ③

クレジットカードの仕組みを理解してる?

パソコン、スマホでネット購入する際、支払いのためクレジットカード情報を入力すると、一定時間、**有効になる**場合が…他の人に使用されないよう注意!

賃貸アパート・マンション



1 申込金について確認を

不動産業者に、「物件を押さえるために必要」と言われ申込金を支払ったが、周辺環境が気になり断ることにした。しかし、申込金は返金できないと言われた。

2 来ない…引っ越し業者

依頼していた引っ越し業者が、当日の予定時刻になっても来ない。何度も催促の電話をしたが対応してくれず、来たのは夕方まで作業が終わったのは夜中だった。

3 私が付けた傷じゃないのに

2年間居住した賃貸アパートを退去した。当初から傷が付いていた扉の修理代を敷金から差し引かれた。返金してほしい。



こうならないために…チェック!!

- 契約前にお金を請求されてない?

契約前、**預り金(申込金)**を求められた場合は、
1. 契約成立時は、家賃・敷金等に充当されるか
2. 契約不成立時には、返金されるか
を確認、明記してもらおう。①

- 見積もりを取り、契約書をよく読んだ?

引っ越しトラブルを未然防止する方法として
1. **見積りを取り**、比較検討する
2. 見積りの際に細かい説明を受ける
3. 契約に含まれるもの、含まれないものを明確に分ける
4. **契約書をよく読み**、疑問点は業者に問い合わせるようにしよう。②

- 入居前の部屋の状況を写真に記録した?

賃貸住宅は、退去時の原状回復が原則だが、認識のズレから、敷金返還のトラブルが生じることも…
入居前に部屋の**汚れ・破損箇所**を確認し、写真を撮って記録しておこう。③

- 家賃は滞納してない?

賃貸アパートなどの家賃を滞納すると、退去を求められるだけでなく、契約によっては、**個人情報情報機関**に滞納情報が記録される場合がある。将来、クレジットカード取得やローンの借入を断られる場合も…

デジタルコンテンツ (アプリ・有料サイト)



1 アプリ購入で高額請求

アプリを購入しようと手続きを進めていたが、途中で不審に思い最終段階で手続きはしなかった。にもかかわらず、請求がきた。支払わないといけなからい。

2 本当にAmazon?

「有料動画サイトの未納料金が発生。連絡がなければ法的手段をとる。」とメールが届いた。Amazon 相談窓口からと書いてあるが…

3 無料に惹かれ…

「1ヶ月無料」という言葉に惹かれ、音楽サイトに申し込んだところ、定期購入だったらしく、翌月請求が来た。解約したい。



こうならないために…チェック!!

- 「契約」が成立するのはいつか知ってる?

「契約」は、両者が合意して初めて成立する。したがって、「はい」「OK」「ENTER」ボタンを押しただけでは契約が成立したことにはならない。サイト事業者は、消費者に申し込み内容を再度確認させる「確認画面」を表示しなければならず、これをクリックしたときに、支払い義務が生じる。最終確認していないものに、支払ってはダメ! ①

- あやしいアプリを購入してない?

スマホの場合、不正アプリから連絡先情報が流出することがある。アプリは、**1. 公式マーケットから購入する、2. セキュリティソフトを利用する**など、パソコン同様のセキュリティを心がけよう。①

- 心当たりのないメールに返信してない?

心当たりのない請求メールに驚いて、相手に連絡してしまうと、**個人情報**を教えることに…大手企業名を名乗っていても、住所、連絡先等の記載がない場合、安易に信用してはいけなからい。心当たりのないメールには、返信しないよう注意! ②

- 「1ヶ月無料」「初回無料」その後の条件を確認してる?

「注文はこちら」ボタンの下に、小さな文字で1ヶ月経過後は定期購入であることが記されているサイトも…クリックする前に、「**無料**」後の**条件**を確認しよう! ③

その他



1 これってマルチ商法?

若くても、数か月で何百万も稼ぐ人がいると誘われた。内容は、出資金30万円で商品を購入し友人・知人に売れば、収益の30%が入るとのことだった。しかし、契約・商品購入し、友人・知人に声をかけたところ、売れないだけでなく、連絡が取れなくなった。友人を失い、商品と借金が残った…

2 これって名義貸し?

アルバイト募集広告に惹かれた。内容は「消費者金融から借入れをする際、名前を貸すだけで、借入額の2割のバイト代が入る。借入金は仲介者が預かり返済するので、返済の必要はない」というものだった。自分名義で契約し、100万円を借りて仲介者に渡し、バイト代20万円をもらったが、半年後に消費者金融から支払請求が…

3 本物ブランドバッグが安い!

価格比較サイトで、「現地買付・本物保証」と書かれた人気ブランドバッグが、他より安く販売されていた。取扱い件数は少なかったが、口コミ評価も悪くなく、「本物保証」とも明記してあるから大丈夫と思ったが…。代金を前払いしたのに、商品が届かない。サイトもいつの間にか消えてる…

こうならないために…チェック!!

それ、「マルチ商法」じゃない?

マルチ商法で儲かるのは上層部の**ごく一部の人だけ!!**友人・知人を誘うため、嫌われたり、信用を失ったり…借金だけが残ってしまう…
上手い話には裏がある。断る勇気をもとう!! ①

「名義貸し」って知ってる?

名義貸しは、法律違反。
また、名義を貸したことによる借金の返済責任は、お金を手にした人ではなく、名義人にある。返済できないと個人信用情報機関の延滞者リストに記録され、信用を失い、将来、クレジットカードを作れなかったり、ローンを組めなかったりすることも…
楽して儲かる話は、危険がいっぱい!! ②

ネット通販は信頼できる業者が確認してる?

インターネットショッピングで購入する際は、
1. **業者情報**(会社名・代表者名・所在地・連絡先等)
2. **取引条件**(返品・特約等)
3. **個人情報の取り扱い**(URLがhttpsで始まる、URLの欄に🔒アイコンがある等)を確認しよう。③

クーリング・オフ制度を知っておこう!

クーリング・オフって?



クーリング・オフとは?

契約書がなくても契約は成立します。しかし、販売員から突然勧誘されて契約したものの、説明とは違う内容のものだったりしてトラブルになることがあります。

そこで、以下の契約の場合、販売業者等は一定の事項を記載した契約書を渡すことが法律で義務付けられています。消費者は契約書をもってから冷静に考え、一定期間であれば契約を無条件で解除することができます。これをクーリング・オフ（「頭を冷やす」という意味）といいます。

クーリング・オフは、契約書を受け取った日を1日目とカウントし、クーリング・オフ期間内に郵便局で特定記録郵便か簡易書留にして送付します。

★クーリング・オフするときは、書いたはがきの両面をコピーし、受領書と一緒に保管しておきましょう!

クーリング・オフすると

- 損害賠償金や違約金は請求されない
- 契約時の前払い金や一時金があれば、支払ったお金は全額消費者に返還される
- 受け取った商品の返送費用は事業者が支払う

	販売方法	クーリング・オフ期間
訪問販売	自宅での訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法ほか、営業所以外でした契約	8日間
電話勧誘販売	業者の電話勧誘によって申込みをした契約	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、美容医療、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの契約（店舗での契約を含む）	8日間
連鎖販売取引 （マルチ商法）	他の人を加入させれば利益が得られるといて、商品やサービスなどを契約させる（店舗での契約を含む）	20日間
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法による契約（店舗での契約を含む）	20日間
訪問購入	業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買取りを行う契約（※自動車、家電（携行が容易なものを除く）、家具、書籍、有価証券、CD・DVD等は除く）	8日間

これら以外にもクーリング・オフできる場合があります。
消費生活センターにご相談ください。

クーリング・オフの書き方



契約解除通知

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社名 ○○会社○○支店
担当者 ○○○○氏
上記契約は解除します。
なお、支払済みの○○○○円を
返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日
住所 北九州市○○区○-○
氏名 ○○○○

切



代表者名○○○○様

○社○○支店

○市○町

○

クレジット契約をした場合は、
販売業者だけでなくクレジット会社にも
通知が必要です。

未成年者契約

未成年者は、社会経験が浅いため、社会的判断や知識・能力もまだ十分とはいえないので、契約をするには原則として法定代理人である親権者（両親）の同意が必要です。親権者から自由に使えるおこづかいとして渡されたお金の範囲では、同意は不要。また、結婚していれば（結婚したことがあれば）成年とみなされます。

未成年者が親権者の同意なく単独でした契約は、未成年者本人か親権者が取り消すことができます。ただし、未成年者が自分の年齢や、親権者の同意があるとうそを言って契約した場合は、取消ができないことがあります。



クーリング・オフ以外の契約の取消

- 重要な事項について、事実とは異なる説明をされたために契約した場合
- 「絶対もうかる!」「損することはない!」などと説明されて契約した場合
- 「帰って」などと退去を求めたにもかかわらず、長時間居座り、困惑して契約をした場合
- 「帰りたい」「出してほしい」などと退去したいことを申し出たにもかかわらず、監禁などの妨害をされ、困惑して契約した場合
- だまされたり、うそによる誤解をして、契約をしてしまった場合
- 脅されたり、威嚇により、怖くて契約をしてしまった場合
- 未成年者が、親権者の同意を得ずにした契約



契約が取り消せるかどうかは
消費生活センターに相談してみよう!

契約とは…？



あなたが購入の申し込みをし、事業者が受諾すれば契約が成立します。一般に必ずしも契約書は必要ではありません。契約が成立したらそれを守る義務が生じます。契約を取り消すには、原則として双方が合意する必要があります。

ただし、一部の取引ではクーリング・オフで無条件で取り消すことができます。

悪質な勧誘には…

○断るときは、キツバリ「いりません」

あいまいな言い方ですと、事業者に断る意思が伝わらず、しつこい勧誘をまねくことになりかねません。



○ハンコや署名は慎重に

高額な契約は、一旦持ち帰って、周囲の人に相談してみましよう。

○うまい話にご用心

リスクなしに「絶対に儲かる」ことや「簡単に儲かる」ことはありません。

○名前と用件を確認して

事業者の名称、所在地はもちろん、複数の連絡手段や支払い手段が用意されて入るか確認しましょう。メールだけ、銀行振り込みだけというのはあとでトラブルになっても対応できなくなることが多いようです。



ヤング消費者 トラブル情報

LINE

はじめました。

友だち登録で
消費者トラブル防止情報を
GET!



友だち登録は
こちら



LINEの検索欄で
「北九州市立消費生活センター」
を検索

北九州市立消費生活センター
マスコットキャラクター
まもりん

商品の購入やサービスの利用に関するトラブル、製品事故など、消費生活全般に関することでお悩みの方のための相談窓口

北九州市立消費生活センター

☎ 093-861-0999

JR戸畑駅横
ウェルとばた7階

【相談受付時間】9時00分～16時45分 【休館日】日・祝・年末年始

北九州市立消費生活センター

検索

※第3土曜日は13時まで

全国共通の電話番号 消費者ホットライン「☎ 188」
いやや 地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや
消費生活相談窓口をご案内します。